第四十九条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十四条から第四十七条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十二条第一項（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十四条（第二十九条において準用する場合を含む。）又は第三十三条第二項の規定に違反した者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第二条　政府は、この法律の施行前においても、第四条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第四条の規定により定められたものとみなす。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に認定匿名加工医療情報作成事業者若しくは認定医療情報等取扱受託事業者という名称又はこれらと紛らわしい名称を使用している者については、第十四条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第六条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号の次に次のように加える。

三十二の二　認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者の認定		
㈠　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第八条第一項（認定）の認定匿名加工医療情報作成事業者の認定	認定件数	一件につき十五万円
㈡　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第二十八条（認定）の認定医療情報等取扱受託事業者の認定	認定件数	一件につき十五万円

（内閣府設置法の一部改正）

第七条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第七号の八を第七号の九とし、第七号の四から第七号の七までを一号ずつ繰り下げ、第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四　匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第三項に規定するものをいう。）に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第四条第三項第十五号中「第七号の八」を「第七号の九」に改める。

第四十条の四第一項中「第三項第七号の四から第七号の七まで」を「第三項第七号の五から第七号の八まで」に改める。

附則第二条の二第一項中「第三項第七号の八」を「第三項第七号の九」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

条約

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第八号

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書

千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が、千九百八十年三月二十六日に譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定（ガット基本文書選集（ＢＩＳＤ）追録第二十七巻二十五ページ）を採択し、

前記の決定の規定に従い、第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正を含む案が情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言（ＷＴ／Ｌ／第九百五十六号）に従って二千十五年十二月十八日付けの文書（Ｇ／ＭＡ／ＴＡＲ／ＲＳ／第四百二十三号）により世界貿易機関の全ての加盟国に通報され、当該修正及び訂正の提案に対する異議の申立てが当該文書の発出の日から三箇月以内に受領されなかったので、

ここに、第三十八表（日本国の譲許表）の当該修正及び訂正が前記の決定の規定により確定されたものであることを確認する。

この確認書に附属する譲許表の当該修正及び訂正は、日本国政府が自国の国内手続の完了後に世界貿易機関事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。

世界貿易機関事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、前記の修正及び訂正の認証謄本を送付する。この確認書は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

二千十六年三月二十四日にジュネーブで作成した。

第三十八表　日本国の譲許表
情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（ＩＴＡ）の拡大
第三十八表　日本国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

基準となる表